

未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例及び都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例に関するFAQ【平成30年9月7日時点】

No.	事項	質問	回答
<b>未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例について</b>			
1	対象者	前年(4月～8月については前々年)の12月31日時点において未婚のひとり親であれば、申請時点で未婚のひとり親でない場合であっても特例の対象となるか。	前年(4月～8月については前々年)の12月31日時点及び申請日現在において、未婚のひとり親である必要があります。
2	申請の要否	特例の適用を行うためには、対象者からの申請が必要となるか。	申請が必要となります。市町村においては対象者を網羅的に把握しきれない可能性がありますので、対象者が適切に申請できるよう、市町村のホームページや広報紙への掲載、案内文書の配布等により、できるだけ広く周知広報を行っていただくことが望ましいです。 また、市町村において、特例の対象者を把握した場合には、個別に案内を行っていただくことが望ましいです。
3	確認方法	特例の対象者であることの確認はどのように行うのか。	申請書と併せて、以下の書類により確認することを想定しております。 ①申請者の戸籍全部事項証明書 過去及び現在において婚姻をしていないことを確認します。 ※外国籍の方の場合は、婚姻をしていないことを証明する書類(婚姻要件具備証明書、独身証明書等) ②申請者及び子の属する世帯全員の住民票 届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合(いわゆる事実婚)に該当しないことを確認します。 住民票上、母(父)子以外に、「同居人」、「夫(未届)」又は「妻(未届)」がいる等、事実婚について疑義が持たれるケースについては、必要に応じて聞き取り調査を行う等、事実関係の確認を行ってください。 ③申請者の所得証明書(合計所得金額が分かるもの) 申請者の合計所得金額が、寡婦等とみなした場合に市町村民税非課税となる125万円以下であるかどうかについて確認します。 ④生計を一にする子の所得証明書(総所得金額等が分かるもの) 扶養親族ではない生計を一にする子について、総所得金額等が38万円以下であることを確認します。
4	遡及適用	特例の申請時点より前から未婚のひとり親であった場合には、遡って特例の適用を行うか。	<b>税の更生と同様</b> 、申請のあった月の翌月*から適用し、遡及しない取扱いとします。 なお、市町村の判断で、遡及して適用する取扱いをすることを妨げませんが、国の給付額の遡及は行いません。 *本特例は平成30年9月1日から適用されていることに鑑み、市町村の事務手続上問題がない場合は、平成30年9月分については、月途中の申請であっても、当月分から適用し、国の給付額の対象としていただいで構いません。
5	適用対象外となった場合の取扱いについて	特例の適用後に状況が変わり、未婚のひとり親でなくなった場合には、いつ時点から特例の適用対象外となるのか。	税法上の寡婦等でなくなった場合と同様に、未婚のひとり親でなくなった日以降の最初の9月(利用者負担額の切り替え月)より特例の適用対象外となります。
6	計算方法	特例を適用した場合に、市町村民税はどのような計算を行うのか。	①合計所得金額が125万円以下の場合 市町村民税所得割及び均等割が非課税(0円)となります。 ②合計所得金額が125万円を超える場合 以下の計算により寡婦控除のみを適用を行います。 「利用者負担の算定の基礎となる所得割額－寡婦(寡夫)控除額×6%*」 *市町村独自の減免措置等により税率が6%でない場合は、当該市町村の税率により計算してください。
7	調整控除	寡婦控除のみを適用した場合に、当該控除に伴う調整控除も適用させる必要があるか。	本特例は、あくまでも特例措置であり、市町村事務が煩雑となることを避ける観点から、適用しない取扱いとします。 なお、市町村が独自で調整控除を適用する取扱いをすることは妨げませんが、調整控除の適用により利用者負担上限額の階層が変わった場合は市町村の独自減免の取扱いとなるのでご注意ください。
<b>都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例について</b>			
8	算定方法	税源移譲後の新税率により算定した市町村民税所得割に6/8を乗じた額をもとに利用者負担を決定することも可能か。	算定に当たっては、一定の事務負担の発生が見込まれるため、運用上、そのような取扱いを可能とします。その場合、近似値での算定となることにご留意ください。
9	運用上の算定に係る端数処理	運用上の算定により市町村民税所得割に6/8を乗じた場合の端数処理はどのように行うのか。	できる限り近似値での算定となるよう、端数処理は行わずに利用者負担を決定してください。
10	自治体独自の減税措置	市町村独自の減税措置等により、市町村民税率が税源移譲前後でそれぞれ6%や8%ではない場合についても、運用上、税源移譲後の新税率により算定した市町村民税所得割に6/8を乗じる取扱いとなるのか。	税源移譲前の旧税額になるよう、新税率により計算された市町村民税所得割に適切な割合を乗じてください。 例えば、税源移譲前の税率が5.7%、税源移譲後の税率が7.7%である場合には、5.7/7.7を乗じてください。
11	情報連携	税源移譲前の税情報について、情報連携を行うことにより確認することはできますか。	運用により近似値での算定が可能であるため、情報連携により確認することはできません。